

# 商品概要説明書

## JA共済金定期貯金（スーパー定期） 「歩み（あゆみ）」

1. 商品名 (愛称)	・ JA共済金定期貯金（スーパー定期） 「愛称：歩み（あゆみ）」
2. 実施期間	・ 平成29年3月1日（水）～平成30年2月28日（水）
3. 販売対象	・ 以下のいずれかの方となります。 ① JA共済の満期共済金等を資金の原資として預け入れいただける個人 ② 自動車共済（クルマスター）を契約している個人（新規申込み含む）
4. 期間	・ 1年の自動継続（元金継続または元利金継続）
5. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額  (3) 預入単位 (4) 預入条件	・ 一括預入。 ① JA共済の満期共済金等を資金の原資とする個人の方は100万円以上1,000万円未満 ※ただし、満期共済金等により取得した額を限度とします。 ② JA共済の満期共済金が資金の原資ではない自動車共済（クルマスター）を契約している個人の方は1円以上100万円以下 ・ 1円単位。 ① JA共済の満期共済金等については平成29年3月1日（水）～平成30年2月28日（水）の期間にJA共済の満期等により取得した満期共済金・死亡共済金・年金共済金等、その資金でお預け入れすることを条件とします。※当組合加入の共済における満期共済金等に限る。 ② 自動車共済（クルマスター）を契約している個人の方は新規申込み者を含みます。
6. 払戻方法	・ 満期日以後に一括して払い戻します。
7. 利息 (1) 適用金利 (約定利率)  (2) 継続後の適用金利 (3) 利払頻度 (4) 計算方法 (5) 税金  (6) 金利情報の入手方法	・ 預入時における期間1年スーパー定期の店頭表示金利に0.10%上乗せした金利を満期日まで適用します。 ※金利情勢に大幅な変化があった場合、金利の見直し、または、取扱を中止することがあります。 ・ 継続後の適用金利は、継続日における期間1年スーパー定期の店頭表示金利となります。 ・ 満期日以後に一括してお支払いします。 ・ 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。 ・ 20.315%（国税15.315%、地方税5%）の分離課税。 ※平成49年12月31日までの適用となります。 ・ 店頭表示金利は、ホームページまたは窓口にお問合せください。
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	・ 総合口座の担保とすることができます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.5%を上乗せした利率） ・ マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。
10. 中途解約時の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 ① 預入期間が6か月未満の場合 解約日における普通貯金利率 ② 預入期間が6か月以上の場合 約定利率×50%

<p>11. 貯金（預金） 保険制度 （公的制度）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</li> </ul>
<p>12. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店または統合リスク管理室（電話：0120-43-4401）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、神奈川県農業協同組合中央会が設置・運営する神奈川県JAバンク相談所（電話：045-680-3079）でも、苦情等を受け付けております。</li> <li>・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合統合リスク管理室または神奈川県JAバンク相談所にお申し出ください。 神奈川県弁護士会紛争解決センター（電話：045-211-7716）</li> </ul>
<p>13. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。</li> <li>・ATMでは取扱いを行っておりません。</li> <li>・本商品は利用分量配当の対象外となっております。ただし、自動継続後は利用分量配当の対象となります。</li> </ul> <p>※配当金は、毎事業年度終了後の通常総代会で決定する剰余金処分に基づくもので、貯金のお利息等とは異なり、お約束するものではありません。</p>

※くわしくは、窓口・渉外担当者へおたずねください。

JAさがみ